

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

令和2年  
12月15日  
(火曜日)

## 目次

### ○告示

- 一 下関都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに下関北都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(都市計画課)……………
- 二 下関都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更(都市計画課)……………
- 一 宇部都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(都市計画課)……………
- 一 山口都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(都市計画課)……………
- 二 防府都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(都市計画課)……………
- 二 防府都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更(都市計画課)……………
- 二 周南都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(都市計画課)……………
- 二 周南都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更(都市計画課)……………
- 二 岩国都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(都市計画課)……………
- 二 岩国都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更(都市計画課)……………
- 三 岩国都市計画道路の変更(都市計画課)……………
- 三 岩国南都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(都市計画課)……………
- 三 周南東都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(都市計画課)……………



### 山口県告示第四百二十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、下関都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに下関北都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更した。

その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び下関市都市整備部都市計画課に備

え置いて縦覧に供する。

令和二年十二月十五日

山口県知事 村岡 嗣政

#### 一 都市計画の種類及び名称

下関都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに下関北都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

#### 二 変更の内容

都市計画の目標及び主要な都市計画の決定の方針

### 山口県告示第四百二十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、下関都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分を変更した。

その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び下関市都市整備部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

令和二年十二月十五日

山口県知事 村岡 嗣政

### 山口県告示第四百二十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、宇部都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更した。

その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び宇部市都市整備部都市計画・住宅課に備え置いて縦覧に供する。

令和二年十二月十五日

山口県知事 村岡 嗣政

#### 一 都市計画の種類及び名称

宇部都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

#### 二 変更の内容

都市計画の目標及び主要な都市計画の決定の方針

山口県告示第四百二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、山口都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更した。

その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び山口市都市整備部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

令和二年十二月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

山口都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 変更の内容

都市計画の目標及び主要な都市計画の決定の方針

山口県告示第四百二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、防府都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更した。

その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び防府市土木都市建設部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

令和二年十二月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

防府都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 変更の内容

都市計画の目標及び主要な都市計画の決定の方針

山口県告示第四百二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、防府都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分を変更した。

その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び防府市土木都市建設部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

令和二年十二月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県告示第四百三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、周南都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更した。

その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課、下松市建設部都市整備課、光市建設部都市政策課及び周南市都市整備部都市政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和二年十二月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

周南都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 変更の内容

都市計画の目標及び主要な都市計画の決定の方針

山口県告示第四百三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、周南都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分を変更した。

その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課、下松市建設部都市整備課、光市建設部都市政策課及び周南市都市整備部都市政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和二年十二月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県告示第四百三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、岩国都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更した。

その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課、岩国市都市開発部都市計画課及び木町役場に備え置いて縦覧に供する。

令和二年十二月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 都市計画の種類及び名称  
岩国都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 変更の内容  
都市計画の目標及び主要な都市計画の決定の方針

**山口県告示第四百三十三号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、岩国都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分を変更した。

その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課、岩国市都市開発部都市計画課及び和木町役場に備え置いて縦覧に供する。

令和二年十二月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

**山口県告示第四百二十四号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、岩国都市計画道路を次のとおり変更した。

その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び岩国市都市開発部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

令和二年十二月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 都市計画の種類及び名称  
岩国都市計画道路三・五・三十二錦城橋線
- 二 変更の内容  
名称、位置、区域及び構造の変更

**山口県告示第四百二十五号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、岩国南都市

計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更した。

その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び岩国市都市開発部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

令和二年十二月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 都市計画の種類及び名称  
岩国南都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 変更の内容  
都市計画の目標及び主要な都市計画の決定の方針

**山口県告示第四百三十六号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、周南東都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更した。

その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課、光市建設部都市政策課及び周南市都市整備部都市政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和二年十二月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 都市計画の種類及び名称  
周南東都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 変更の内容  
都市計画の目標及び主要な都市計画の決定の方針

令和二年十二月十五日  
印刷発行

発行人  
所

山口県  
知事  
庁